



かみのかわ

農委情報

No. 51

令和5年12月1日発行



目次

- ・表紙（かみマル大収穫祭～新米まつり 2023 秋～） 1
- ・新しい農業委員・農地利用最適化推進委員のご紹介..... 2-3
- ・これからの農業を考える地域座談会が始まります ... 4-5
- ・農地の適正な管理をお願いします！／農業者年金に加入しませんか？ ... 6
- ・軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請について 7
- ・上三川町賃借料情報 8



編集・発行

上三川町農業委員会 上三川町しらさぎ一丁目1番地 ☎ 0285-56-9166

新しい農業委員・ 農地利用最適化推進委員のご紹介

令和5年7月20日付けで新しい農業委員が町長から任命されました。
また、農地利用最適化推進委員が農業委員会から委嘱されました。
委員の任期は令和8年7月19日までの3年間です。



農業委員

主な業務

農地の権利移動や農地転用の許可、農業者年金に関する業務、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などの活動を行います。



上野 弓子

三本木



田村 博喜

東汗東・東汗西
上文挾・西木代・露無



鶴見 利子

上郷一区・二区・三区
四区・五区



坂本 是文

五分一・三村
愛宕町・下蒲生



荒川 日出磨

三ツ家・坂上本田
常光坊・坂上河原



伊藤 知明

下梁・上梁
川中子一区・川中子二区
川中子三区



隅内 章吾

上町・峰町・願成寺
上蒲生北部・上蒲生南部



馬場 敏子

下町一区・二区・三区
中町・大町・東館北部
東館南部・泉町・井戸川



稲葉 薫

大山第一・第二・第三
第四・下蒲生・上蒲生
薄市・鞘堂



安保 勝己

西夢沼・東夢沼西
東夢沼東・中根
向川原



稲見 正

石田下坪・西田南
西田北・島崎・石田上坪



小倉 敏男

下多功・多功下坪・西町
本町・城台・天神町



角田 永子

中立委員



会長 石濱 文伯

西汗上西・西汗上東
西汗下・磯岡

農地利用最適化推進委員

主な業務

皆様からの「農地を貸したい・借りたい、新規就農をしたい」などの相談に応じたり、遊休農地の発生防止・解消に努めます。農地の利用等についてお困りの方は、地元担当委員までご相談ください。



谷田部 一夫

上文挾・西木代
東汗



坂入 典文

磯岡・西汗



浜野 信之

上郷
西夢沼・東夢沼



猪瀬 貞夫

上三川・上蒲生



海老原 悟

坂上・三村



上野 明

三本木・五分一
下蒲生



高山 完治

梁・多功・川中子



國谷 修一

石田・鞘堂・天神町
ゆうきが丘



柳田 守

上神主・下神主・大山

● 農業委員会定例総会等日程 ●

- 申請受付締切日…毎月 10 日
(10 日が休日・祝日の場合はその直前の開庁日)
- 現地調査日……………毎月 20 日頃
- 定例総会開催日…毎月 22 日頃

みんなで作えっぺ、農業のこと 地域計画始動!!

〈これからの農業を考える地域座談会が始まります〉

地域の農業を支えてこられた方々が高齢化する中、農業の未来を見据え、対策を実行していくことは「待ったなし」の状況です。

上三川町の豊かな田園風景を次世代へ受け継いでいくためには、**地域のみなさんとの徹底した話し合い**のもと、一緒に農業を通じたまちづくりを進めていかなければなりません。

これを進めるための第一歩として、新たに『**地域農業の未来設計図(地域計画)**』をみなさんと一緒に作成することにしました。地域計画の大きなテーマは①地域農業の将来像をみなさんと考える、②10年後の農地利用の設計図(目標地図)を作ることです。

みなさんと語り合いながら、地域農業の将来の在り方を考えていきましょう。

どんなことを話し合うの？

- 今、この地域の農業はどうなっているのか？
- 誰がどこの農地をどのくらい担うのか？
- 人手が足りない場合はどうするのか？
- 将来に向けて何をすべきか？

取り組みの主役は『地域のみなさん』です。

まずは話し合いに参加してみることから始めてみませんか？

今後、地区ごとに令和6年の夏頃から話し合いの場を設けていきます。

地域が一丸となって農業の未来を考えてみましょう。

みなさんの参加をお待ちしています。

今後の農業経営に関する意向調査を行いました

概要

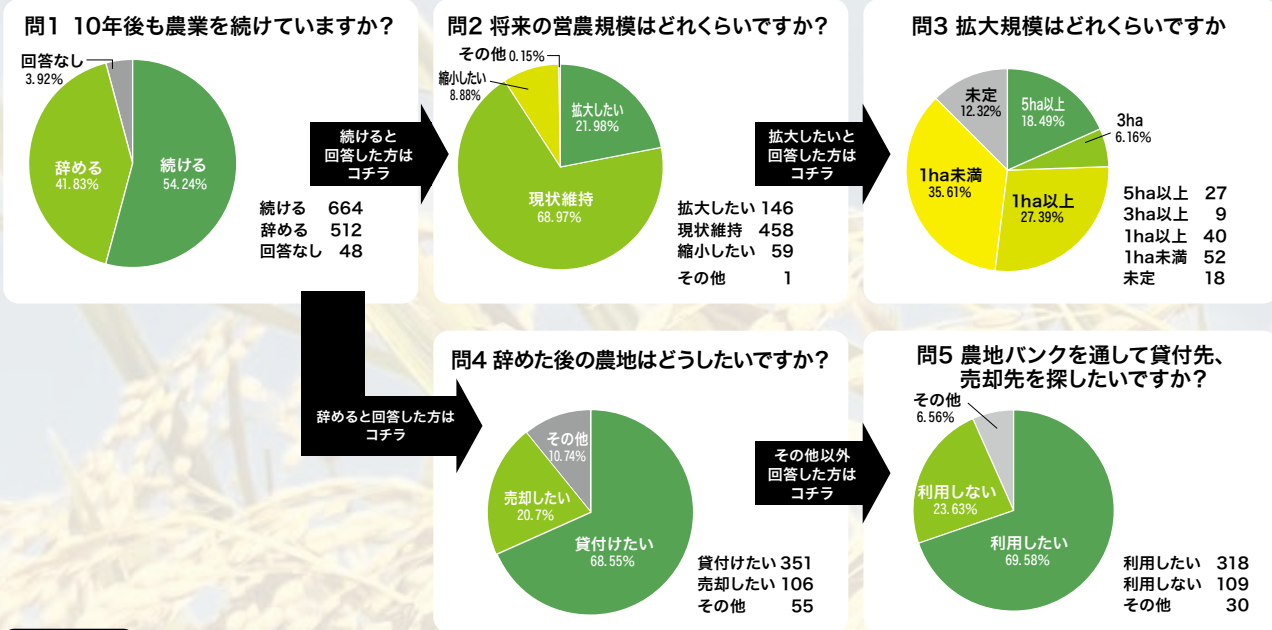
農業委員会と町は、地域農業の未来設計図（地域計画）作成の取組みを進めるにあたり、地域の皆さんの意向調査を行いました。

実施期間 令和4年7月～令和5年2月

配布数 1,224通

回収数 1,176通（回収率96%）

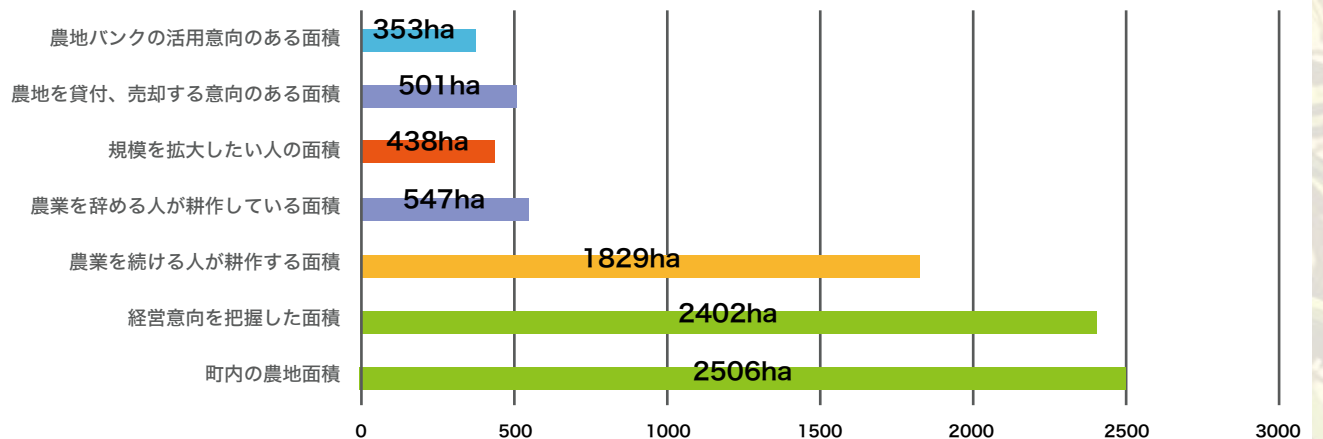
〈農家世帯の状況〉



まとめ01

10年後も農業を続ける農家は、現在の約半数ほどでした。農業を続ける人の多くは、現状維持の規模で営農するようです。農業を辞める意向の大多数が農地の貸付けか売却を考えており、いずれ耕作者を探さなければなりません。

〈農地の状況〉



1ha = 1町歩 = 10,000㎡

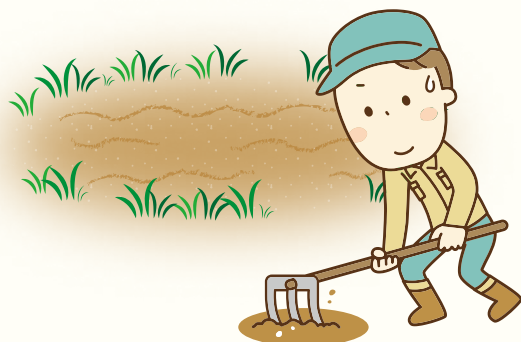
単位 ha

まとめ02

町内の約9割以上の農地の営農意向が分かりました。10年後には約半数の農家が農業を辞める意向ですが、約7割の農地は引き続き管理される見込みです。しかし離農により550haもの農地について、新たな耕作者を探す必要があります。

農地の適正な管理をお願いします！

農地は管理されないまま放置されると数年で荒れてしまい、害虫の発生や有害鳥獣の隠れ場所になったり、農地としての利用や売却も困難になります。そのような状態になるのを防ぐため、定期的に雑草の刈り取りを行うなど適正な管理をお願いします。



農地パトロールの様子

農業者年金に加入しませんか？

サラリーマンは厚生年金による国民年金の上乗せがありますが、農業者にはありません。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

※保険料納付免除者を除く

65歳未満

※60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

- ◇支払った保険料は全額社会保険料控除ができます！
- ◇自分がかけた金額は年金として終身で受け取れます！
- ◇保険料はいつでも変更できます！

詳細を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

上三川町農業委員会事務局
☎56-9166

又は

JAうつのみや上三川支所
☎55-1510

軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請について

1 受付期日及び会場

期日：令和6年2月1日(木) 上三川地区・明治地区(多功・天神町)
2月2日(金) 本郷地区・明治地区(多功・天神町を除く)
時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後3時
場所：上三川町役場 3階大会議室

2 持参するもの

【新規申請以外の方】

- ・免税軽油使用者証
- ・免税軽油の引取り等に係る報告書(納品書等を持参。コピー可)
- ・420円(手数料)(使用者証が今回更新の方のみ)

【新規申請の方】

- ・農業委員会が発行する耕作証明書
- ・作付内容のメモや使用機械のカatalog等
- ・420円(手数料)

3 免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方 → 申請日に即日交付します。
新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、県税事務所窓口で交付いたします。
※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

- ・新規申請及び数量変更希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です。
- ・耕作証明書の発行を別世帯の方や代理人が申請する場合は委任状が必要です。
- ・報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免税証の即日交付はできません。紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。
- ・上記の受付期日で都合のつかない方は、下記の予備申請期間に申請をしてください。なお、当初予備申請期間は令和6年2月12日(月)～2月13日(火)を予定しておりましたが、都合により令和6年2月13日(火)～2月14日(水)へ変更させていただきます。御了承ください。

○予備申請期間

期 日：令和6年2月13日(火)～2月14日(水)
時 間：午前8時45分～午前11時45分、午後1時～午後3時30分
会 場：栃木県庁河内庁舎 1階101会議室

問い合わせ先

宇都宮県税事務所 課税部個人課税課 ☎028-626-3018

■ 上三川町賃借料情報 ■

※「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はありません。
賃借料の設定の目安となる情報を参考としてお知らせしています。

令和4年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっています。

令和5年12月1日

【田(水稲)の部】

| 締結(公告)された地域名 | | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|--------------|--------|----------|----------|---------|------|
| 上三川地区 | 基盤整備地域 | 9,800 円 | 16,400 円 | 3,000 円 | 136 |
| | 未整備地域 | 10,000 円 | 15,000 円 | 4,100 円 | 12 |
| 本郷地区 | 基盤整備地域 | 8,400 円 | 12,300 円 | 3,000 円 | 77 |
| | 未整備地域 | 7,900 円 | 12,300 円 | 5,000 円 | 8 |
| 明治地区 | 基盤整備地域 | 10,200 円 | 17,000 円 | 5,000 円 | 156 |
| | 未整備地域 | 9,400 円 | 12,300 円 | 5,000 円 | 20 |
| (参考) 上三川町平均 | | 9,600 円 | | | 409 |

【畑(普通畑)の部】

| 締結(公告)された地域名 | | 平均額 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|--------------|--|---------|----------|---------|------|
| 上三川地区 | | 3,100 円 | 6,500 円 | 2,000 円 | 20 |
| 本郷地区 | | 5,200 円 | 6,150 円 | 5,000 円 | 20 |
| 明治地区 | | 6,100 円 | 10,000 円 | 5,000 円 | 9 |
| (参考) 上三川町平均 | | 4,500 円 | | | 49 |

* 1 データ数は、集計に用いた筆数です

* 2 賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、60kg当たり12,300円に換算しています

* 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています

* 4 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるデータは除いています

* 5 基盤整備地域は農業振興地域の農用地区域(青地)、未整備地域は農業振興地域の農用地区域以外(白地)です

* 6 「(参考)上三川町平均」の額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です